

名古屋市はいかい高齢者搜索システム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等（若年性認知症者を含む。以下同じ。）が行方不明となった場合に、認知症高齢者等を搜索する親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、GPS（全地球測位システム）を活用した搜索システム（以下「搜索システム」という。）の利用に係る一部経費を助成することにより利用を促進し、もって認知症高齢者等の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした、名古屋市はいかい高齢者搜索システム事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(通則)

第2条 搜索システムの利用に係る一部経費の助成については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 搜索システムにより位置情報を検索される認知症高齢者等をいう。
- (2) 利用者 市より利用証を交付される者をいう。
- (3) 搜索システム GPS 端末のおおよその位置情報を検索でき、利用者がそれを所定の方法で把握できる仕組み又はGPS 端末そのものをいう。
- (4) 登録事業者 GPS 端末を貸与又は販売する民間事業者で、本事業における搜索システムの提供について市長が適当と認めた者をいう。
- (5) 初期費用 手数料や附属品購入費等、搜索システムを利用し始めるにあたり最低限必要な経費をいう。
- (6) 月額利用料 搜索システムを1月利用するにあたり最低限必要な基本的経費をいう。なお、搜索システムの利用により追加で必要となる経費は含まず、利用状況により変動しない。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は名古屋市（以下「市」という。）とする。ただし、搜索システムの提供は、登録事業者が行うものとする。

(対象者)

第 5 条 事業の対象者は、市内に居住する徘徊のおそれのある認知症高齢者等とする。

(申請者)

第 6 条 事業の利用について申請することができる者（以下「申請者」という。）は、対象者の親族、成年後見人、その他当該対象者に係る行方不明者届を警察署に提出できる者で、利用決定後に利用者として登録事業者と契約を締結する者とする。

(申請方法)

第 7 条 申請者は、事業の利用を希望する場合は、当該対象者の居住地を所管するいきいき支援センター（いきいき支援センター分室を含む。以下「担当センター」という。）に、はいかい高齢者検索システム事業 利用申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。なお、申請者が事業を利用することに関して当該対象者の同意がない場合は、申請することができない。

2 申請者は、第 15 条第 5 項の各号のいずれかに該当する場合は、申請時に当該事由に該当することの確認に必要な書類を添付するものとする。ただし、同項に規定する額の助成を希望しない場合は、この限りではない。

(利用決定)

第 8 条 担当センターは、前条の規定に基づき提出された申請書及び必要書類（以下、「申請書等」という。）を速やかに市へ送付するものとし、市はその情報を管理するものとする。

2 市は、前項の規定により送付された申請書等に基づき事業の利用の可否を決定するものとする。

3 市は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、はいかい高齢者検索システム事業 利用証（第 2 号様式）を申請者へ交付することにより、第 15 条に定める助成額等を通知するとともに、申請者が契約を希望する登録事業者にその旨を通知するものとする。

4 市は、事業の利用を却下したときは、必要な通知を申請者へ行うものとする。

(利用期間)

第 9 条 事業の利用期間は、前条第 2 項の規定に基づく決定をした日からその日の属する年度の末日とする。

(利用に関する契約)

第 10 条 利用者は、前条に規定する利用期間内において、検索システムを提供する登録事業者と検索システムの利用に関する契約を締結し、検索システムを利用するものとする。

(遵守事項)

第 11 条 利用者は、検索システム端末を善良な管理者の注意を持って取り扱い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 検索システム端末を、当該対象者について第 1 条に規定する目的以外に使用しないこと。
- (2) 検索システム端末を第三者に譲渡し、転貸し、売却し、又は担保に供さないこと。
- (3) 検索システム端末の保全に留意し、原型を改変しないこと。

(利用の継続)

第 12 条 利用者は、利用期間が満了した後も継続して事業の利用を希望する場合は、利用期間が満了する日の 1 月前までに、申請書等を担当センターに提出しなければならない。

2 第 8 条の規定は、前項の継続の決定に準用するものとする。

3 利用の継続を決定した場合における継続後の利用期間は、継続前の利用期間が満了する日の翌日からその日の属する年度の末日とする。

(変更の届出)

第 13 条 利用者は、利用証に記載された内容のうち、利用者の住所又は対象者の住所（居住地）の変更若しくは月額利用料に係る助成額の区分又は利用する登録事業者の変更の希望がある場合は、申請書等を担当センターに提出するものとする。

2 第 8 条の規定は、前項の変更の決定に準用するものとする。

3 変更を決定した場合における変更後の利用期間は、変更の決定をした日の属する月の翌月 1 日からその日の属する年度の末日とする。

(事業者の登録)

第 14 条 第 3 条第 4 号に規定する市長が適当と認めた者は、別に定める名古屋市はいかい高齢者検索システム事業の登録事業者に関する基準に基づき、市へ登録した者とする。

2 市は、第 3 条第 3 号における所定の方法に電話が含まれる検索システムに

については、「オペレーター有」の区分で登録し、それ以外の検索システムについては、「オペレーター無」の区分で登録するものとする。

(利用者負担及び助成額等)

第 15 条 利用者は、検索システムの利用に係る経費を負担するものとし、当該負担する額から第 3 項並びに第 4 項又は第 5 項に定める助成額を差し引いた額を契約する登録事業者に支払うものとする。

2 市は、利用者に対して、検索システムの利用に係る経費のうち、初期費用及び月額利用料を対象に助成するものとし、次条に規定する手続きを経た請求に対し当該助成額を、検索システムを提供し、利用者から助成額の請求及び領収の権限を委任された登録事業者に対し支払うものとする。

3 初期費用に係る助成額は、契約する登録事業者の定める初期費用の額又は別表に規定する限度額のいずれか低い額とし、限度額を超える額は利用者が負担するものとする。

4 月額利用料に係る助成額は、契約する登録事業者の定める月額利用料の額又は別表に規定する限度額のいずれか低い額の 100 分の 90 に相当する額（1 円未満切り捨て）とし、限度額を超える額は利用者が負担するものとする。

5 利用者が次の各号に掲げる世帯のいずれかに属する場合の月額利用料に係る助成額は、契約する登録事業者の定める月額利用料の額又は別表に規定する限度額のいずれか低い額の 100 分の 100 に相当する額とし、限度額を超える額は利用者が負担するものとする。

(1) 市民税非課税世帯

(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護受給世帯

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯

6 初期費用に係る助成は、対象者 1 名につき 1 回限りとする。

(助成金の請求等)

第 16 条 登録事業者は、検索システム提供月の翌月 1 日から 15 日までに、はいかい高齢者検索システム事業実績報告書兼請求書（第 3 号様式）（以下「請求書」という。）を作成し市へ提出するものとする。なお、初めて請求する利用者については、契約書の写し等、システム提供について当該利用者と契約したことを確認できる書類を請求書に添付しなければならない。

2 市は、前項により提出を受けた請求書について、当該請求書に係る利用者の資格及び利用実績等必要事項を検査し適正と認められたものについて、搜

索システム提供月の翌々月の末日までに当該登録事業者の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(届出の義務)

第 17 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、担当センター及び利用する登録事業者に申し出なければならない。

- (1) 第 5 条又は第 6 条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 搜索システムを利用する必要がなくなった場合

2 登録事業者は、利用者が前項各号に該当すると認められた場合又は前項による申し出があった場合は、速やかにサービス提供を休止し、市にその旨を報告するものとする。

3 担当センターは、利用者が第 1 項各号に該当すると認められた場合又は第 1 項による申し出があった場合は、市へその旨を報告するものとする。

(利用の取消し)

第 18 条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消すとともに、必要な通知を利用者へ行うものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により利用決定を受けたとき
- (2) 第 11 条（遵守事項）の規定に違反したとき
- (3) 前条第 2 項又は第 3 項に規定する報告があったとき
- (4) 第 15 条第 1 項に規定する利用者が負担すべき費用を登録事業者に支払わなかったとき

2 市は、事業の利用を取り消したときは、利用者が契約を締結する登録事業者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の通知を受けた利用者は、端末を速やかに登録事業者に返還しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 19 条 市は、事業で利用する個人情報について、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(市の責務)

第 20 条 市は、事業の認知度の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。
- 2 第 7 条の規定に基づく申請（市長が必要と認めたものに限る。）及び当該申請にかかる決定並びに第 14 条の規定に基づく、名古屋市はいかい高齢者検索システム事業の登録事業者に関する基準による、事業者の登録及び登録に必要な手続きその他行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表

区 分	初期費用の限度額	月額利用料の限度額
オペレーター無	6, 6 0 0 円	8 0 0 円
オペレーター有	7, 8 0 0 円	3, 1 0 0 円

(第1号様式)

はいかい高齢者搜索システム事業 利用申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

以下のとおり、はいかい高齢者搜索システム事業の利用の申請をします。
 なお、私及び世帯員は、この申請の決定にあたり必要な場合は、名古屋市において市税等に関する課税資料及び生活保護受給状況を確認されることに同意します。
 また、申請及び決定内容を、利用を希望する登録事業者へ情報提供されることに同意します。

申請区分 (該当する項目に○)		新規 ・ 継続 ・ 変更	利用者番号 (継続又は変更の場合に記載)						
申請者 (利用者)	(フリガナ)			対象者との 続柄(関係)					
	氏名								
	住所	〒	-	電話番号					
				生年月日	年 月 日生				
対象者	(フリガナ)			性 別 (該当する項目に○)	男 ・ 女				
	氏名			生年月日	年 月 日生				
	住所 (居住地)	〒	-	認知症による 徘徊のおそれ (該当する項目に○)	有 ・ 無				
利用を希望する 登録事業者等		登録事業者名 (事業者番号)	()						
		端末・システム名 (販売・貸与のどちらかに○)						販売 貸与	
月額利用料に係る 助成額の区分 (該当する番号に○)		1 月額利用料の90/100 (利用者1割負担)							
		2 月額利用料の100/100 (利用者負担なし)							
		く2に○をした場合 申請者の属する世帯が (1) 市民税非課税世帯 (2) 生活保護受給世帯 (3) 中国残留邦人等支援給付世帯 に該当							
		(注)2に該当する場合は、世帯状況の確認書類(裏面参照)を添付してください。							

【対象者同意欄】

私は、申請者が本事業に係る申請をすることに同意します。	
対象者氏名(自署)	
(代筆の場合) 代筆者氏名	【対象者との続柄(関係): 【代筆理由:

(裏面あり)

受付	区 部いきいき支援センター
----	---------------

月額利用料に係る助成額の区分の決定に係る確認書類について

【市民税非課税世帯の方】

次の1又は2の書類を申請書に添付してください。なお、ここでいう「世帯」とは、申請日における世帯をいいます。

1 世帯全員の住民票の写し及び世帯全員の市町村民税非課税証明書

(1) 世帯全員の住民票の写し

- 申請日に申請者が名古屋市民である場合は、提出を省略できます。
- 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(2) 世帯全員の市民税非課税証明書

- 申請日の属する年（申請が1月から6月の場合は前年）の1月1日に名古屋市民であった人の非課税証明書は、提出を省略できます。
- 申請日により、提出いただく非課税証明書の年度が異なります。
 - ・申請日が4月～6月の場合・・・前年度の非課税証明書
 - ・申請日が7月～3月の場合・・・当該年度の非課税証明書
- 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

2 申請者の介護保険料納入通知書の写し

- 1（1）及び（2）の提出を省略できる場合は、これも提出を省略できます。
- 写しをとる際は、全体をA4サイズに縮小してコピーしてください。

【生活保護世帯の方】

申請者の生活保護受給証明書を申請書に添付してください。ただし、申請者が申請日に名古屋市民である場合は省略できます。

- 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

【中国残留邦人等支援給付世帯の方】

申請者の本人確認証の写しを申請書に添付してください。

(第2号様式)

はいかい高齢者検索システム事業 利用証

年 月 日

様

名古屋市長

印

さきに申請のありましたはいかい高齢者検索システム事業の利用につきましては、次のとおり決定しましたので、本利用証をもって通知します。

利用者番号	
利用者の氏名	
利用者の住所	
対象者の氏名	
対象者の住所（居住地）	
登録事業者名	
端末・システム名	
月額利用料に係る 助成額の区分	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

【留意点】

- この利用証を紛失しないよう注意してください。
- 検索システムの利用にあたり、助成額以外に必要な経費は、利用者の負担となります。また、破損・紛失時等、登録事業者より弁償を求められる場合があります。
- 上記内容に変更のある場合は、速やかにいきいき支援センターにご連絡ください。
- この利用証は、契約する登録事業者の求めに応じて提示してください。
- 検索システムの使用方法や不具合、紛失等については、契約する登録事業者へお問い合わせください。
- 登録事業者の連絡先等は必ず確認し、控えを取るなどしてください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

はいかい高齢者検索システム事業 実績報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
事業者名
代表者氏名
事業者番号

印

以下のとおり、検索システムの提供を行いましたので報告するとともに、名古屋市はいかい高齢者検索システム事業実施要綱第16条第1項に基づき請求します。なお、本件請求・受領の権限について、各利用者より委任されています。

1 対象月
年 月

2 請求額
円(税込)

3 内訳

(1) 初期費用の助成

利用者番号	利用者(委任者)氏名	利用者(委任者)住所	初期費用の額(円)	市助成額(円)
計				

(注) 適宜、行を追加すること

(2) 月額利用料の助成

利用者番号	利用者(委任者)氏名	利用者(委任者)住所	月額利用料の額(円)	助成割合(9割・10割)	市助成額(円)
計					

(注) 適宜、行を追加すること

4 口座振替登録番号